

令和5年度沖縄県推奨優良県産品募集要項

沖縄県優良県産品推奨制度「工業系製品部門」は、優れた県産品を推奨することにより、県産品の需要と品質の向上を図り、販路開拓を促進することを目的とするものです。審査会による厳正な審査により、品質・信頼性や技術能力、生産力や将来性等が優れ、表示内容に違反が無い製品を選定し、優良県産品として推奨しております。

1. 申請資格

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者であること。
- (2) 販路や売上の拡大を計画している者であること。
- (3) 関係法令に違反しない者であること。

2. 審査の対象

- (1) 県内で製造又は主たる加工がなされ、県内で製造・加工されていることが明示されている製品であること。
- (2) 推奨を受けることで、販路拡大や売上増加を計画していること。
- (3) 継続して量産することができる製品であること。
※「継続して量産」とは、常に製造・販売しており、いつでも消費者が購入できる状態にあることをいい、期間限定販売の製品等は対象外とする。
- (4) 申請時において販売を開始している製品であること。
- (5) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製したものではないこと。
- (6) 審査対象とする製品は、優良県産品事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限り（別紙1「審査対象品一覧表」のとおり）。なお、一覧表にない製品の申請を希望する場合には、事前に事務局までご相談ください。

3. 申請受付数

申請製品については、原則1社（1組合）につき1製品以内とする。

4. 申請に必要な書類等

提出書類等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書【別紙様式】 (2) 事業計画書【別紙様式】 (3) 製品情報【別紙様式】 (4) 申請製品【1点】 ※1、2 (5) 使用材料調書【別紙様式】 (6) 製造工程表【別紙様式・1製品につき1通】 (7) 製造又は販売について、許可等を要する製品については、その許可等を受けている事を証明する書類の写し (8) 商品やチラシ等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合、これを証明する書類の写し (9) JAN 企業（メーカー）コード登録通知書の写し (10) チラシ類、カタログ等【各2点】
受付期間	令和5年7月21日（金）～令和5年8月31日（木）

留意事項：

- ※ 1 上記「(4)申請製品」は、通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等を付けた製品を提出すること。
- ※ 2 大型機械や設備など提出が困難な製品については、製品全体と細工部分分かる写真。
(1カットがA4サイズ又は四つ切サイズのカラー写真)
- ※ 申請書類に不備があった場合は受付期間中に修正し再提出していただけます。また受付期間中に修正ができない場合は、申請不受理となります。

5. 申請書類の提出先

株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局)

〒901-0152 那覇市牧志 2-19-10 松善ビル 1階 TEL : 098-941-3929 FAX : 098-941-3930

E-mail: yuryoukensanhin@clock-work.net ウェブサイト: <https://yuryoukensanhin.com/>

※受付時間：8時30分から12時、13時から17時まで(土日、祝祭日を除く。)

※「(4)申請製品の空容器」等以外の書類は、メールにてご提出下さい。

6. 申請製品の返品

原則として返品致しません。(返品が必要な場合は、事前にお申し出ください。)

7. 推奨基準

<定番商品>

- (1) 品質が優良で県産品として推奨する価値のあるものであること。
- (2) 技術力、生産力、将来性等が優れていること。
- (3) 使用上の安全性への配慮がなされていること。
- (4) 関係法令に違反しないものであること。
 - ア 申請された製品が関係法令等に照らした表示違反等をしている場合、審査機関において改善指導を行います。必ず指導に従い表示等の修正を行って下さい。(別紙2 推奨までのフロチャート参照)
 - イ 審査不合格製品及び辞退製品についても製品表示の法令サポートを実施します。表示違反等があれば、審査機関等へ相談の上、修正を行って下さい。
- (5) 販路拡大や売上拡大が見込めること。
- (6) 県内の経済への貢献等：県産原材料を活用するなど、地域経済の循環に寄与していること。
- (7) SDGsへの取組：本県のSDGsへの取組を推進する製品であること。

※審査会の判断により別途検査を行って頂く場合があります。この場合の検査料は申請者の負担となります。
(検査の際は、審査会が指定する試験研究機関に製品を搬入していただきます。)

8. 審査結果

申請者へ通知します。

9. 審査結果

- (1) 沖縄県推奨優良県産品として公表いたします。
- (2) 県規定で定める推奨マークを表示いただけます。
- (3) 優良県産品として、県内外での販路拡大等の取り組みに対し、商談の設定など支援いたします。

- (4) 優良県産品推奨商品については、県主催による県内外小売店等でのプロモーションイベント等への参加をサポート致します。

10. 推奨期間

推奨状交付後 3 年間を推奨期間とします。

11. 各賞の授与

(1) 最優秀賞

推奨製品の中から、最も優れた製品を選定し授与する。

(2) 優秀賞

推奨製品の中から、優れた製品を選定し授与する。

(3) U-22 特別賞（任意）

推奨製品の中から、22 歳以下の新社会人や学生が企業等と連携し開発した製品で特に優れた製品を選定し授与する。

(4) 審査員特別賞（任意）

推奨製品の中から、選定し授与する。



(推奨マーク)

12. 推奨の取消し

- ・法令や規程に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがあります。
- ・応募にあたっては、法令違反がないか予めご確認ください。

13. お問合せ先一覧

当制度に関する問い合わせ

○株式会社クロックワーク

〒900-0013 那覇市牧志2-19-10 松善ビル1階 098-941-3929

製品表示に関する問い合わせ先

沖縄県子ども生活福祉部 消費・暮らし安全課	那覇市泉崎 1-2-2 県庁 4 階	098-866-2187
-----------------------	--------------------	--------------

試験研究機関連絡先

○沖縄県工業技術センター	うるま市州崎 12-2	098-929-0111
○（一財）沖縄県環境科学センター	浦添市字経塚 720 番地	098-875-1941

本事業委託元

沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課	那覇市泉崎 1-2-2 県庁 8 階	098-894-2030
----------------------	--------------------	--------------

審査対象品一覧表

○「工業系製品部門」の対象品は以下のとおりで、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限ります。下記の表に無いものを申請しようとする場合は、事前に当事務局まで御相談願います。

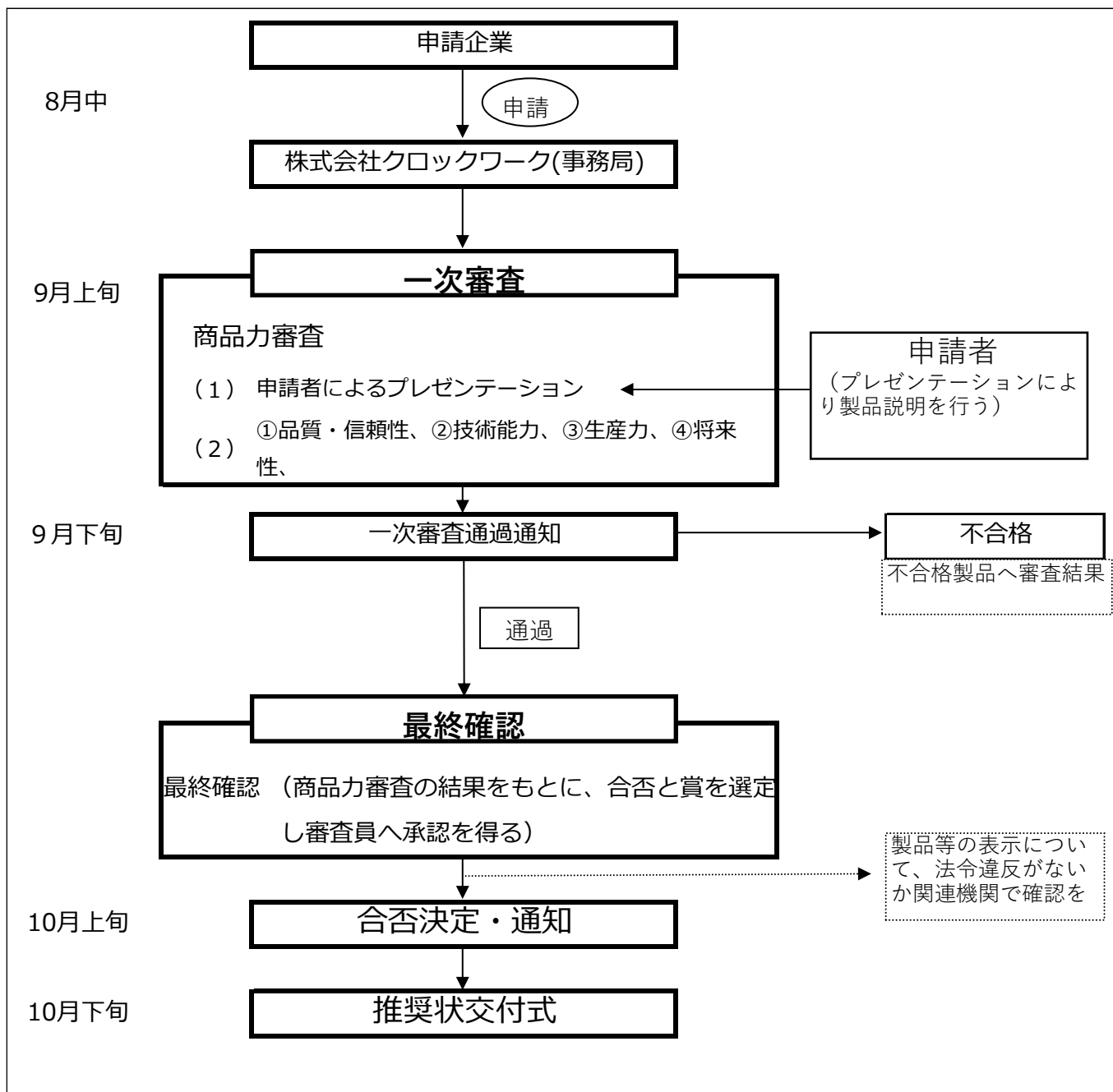
【優良県産品推奨事務局連絡先】

株式会社クロックワーク 電話：098-941-3929/FAX：098-941-3930

工業系製品

大分類	中分類	審査対象品				
1 品加工基礎材及び中間製	1-1 ゴム製基礎材	◎ゴムホース		◎ゴムタイヤ及びチューブ	◎ゴムベルト等	
	1-2 木製基礎材	◎木製建具		◎柄、引手、つまみ、握り、台木及び類似品		
	1-3 非金属鉱物基礎製品	◎リサイクルウッド製品				
		◎建築用ガラス製品（板ガラスを除く）		◎コンクリート製品（二次製品）	◎瓦	
		◎タイル		◎アスファルト混合製品	◎建築用仕上材	
		◎ビニル管		◎プラスチック再生品		
2 ネルギー設備機器及びエ	2-1 生産用設備機器及びエネルギー機器 農林・漁業用機械	◎金属とびら		◎シャッター	◎サッシ	
		◎化粧マンホール蓋		◎その他の建築用金属製品		
		◎工業生産建築物		◎建築用パネル	◎物置セット	
		◎収納ユニット		◎その他の工業生産建築物及び建築部材		
	2-2	◎飼料	◎肥料	◎バガス	◎土壌改良材	◎貯水槽
	2-3 保安・環境保全機器					
3 その他の機器	2-1 生産用設備機器及びエネルギー機器 農林・漁業用機械	◎ボイラ	◎ポンプ	◎発電機	◎圧縮機	◎送風機
	2-2	◎加工機械・工具類		◎運搬・昇降・貨物取扱装置及びその関連装置		
		◎ロータリ	◎プラウ及び犁	◎砕土機	◎その他の整地用機具類	
		◎肥料散布機具	◎植付機	◎除草機具	◎その他の栽培管理用機具	
		◎コンバイン	◎乾燥用及び貯蔵用機具	◎その他の収穫調整用機具		
		◎畜産用機械器具		◎養蚕用機器・用具	◎林業用機械器具	
4 生活・文化用品	2-3 保安・環境保全機器	◎漁網	◎つり（釣）具	◎漁ろう機械	◎漁ろう器具	◎その他の漁具
		◎遊魚用つり（釣）具及び附属品		◎その他の農林・漁業用機械		
		◎産業用安全保護具		◎救命器具	◎消火設備及び消火器具	
		◎警報設備及び信号装置		◎公害防止装置（廃棄物処理装置を含む）		
		◎浄水装置		◎その他の保安・環境保全機器		
	2-4 トラクタ	◎歩行トラクタ（耕うん機を含む。）		◎農林用トラクタの部分品、取付具及び附属品		
	◎建設用トラクタ及び建設用トラクタの部分品、取付部及び附属品					
3 その他の機器	3-1 商業及びサービス業用機器	◎業務用ランドリー機械装置		◎美容院・理髪店装置		
	3-2 事務用機械及び装置	◎自動車用サービス機器・装置		◎自動販売機及び自動サービス機		
		◎複写機、事務用オフセット印刷機及び謄写機		◎事務用文書作成装置		
		◎レジスタ（金銭登録機）		◎電子式卓上計算機、会計機械等		
		◎電子ファイリング装置及びマイクロシステム機器		◎その他の事務用機械		
	3-3 民生用電気・電子機械器具	◎映像機器	◎音響機器	◎電熱用品	◎電気冷蔵庫	◎電気冷凍庫
4 生活・文化用品	3-4 その他の機器	◎扇風機	◎換気扇	◎電気洗濯機	◎電気掃除機	
		◎その他民生用電気・電子機械器具				
	4-1 家具	◎時計		◎利器工匠具及び手道具	◎計量器	
	4-2 冷暖房用、食品調理用器具及び装置（電気を付田！ない）並アビ-衛	◎たんす	◎戸棚	◎テーブル	◎いす	◎ベッド
		◎金庫	◎本立及びブックエンド		◎その他の家具	
	4-3 その他の住生活用品	◎暖房用機器	◎冷房用機器	◎太陽熱集熱装置	◎加熱調理器	◎温水装置
4 生活・文化用品	4-4 娯楽装置及びがん具	◎浴槽	◎手洗い器	◎洗浄そう	◎便器	◎ながし
	4-5 楽器	◎水飲み器				
	4-6 スポーツ用具	◎芝刈り機	◎じょうろ	◎植木鉢	◎噴霧器	◎園芸用はさみ
		◎その他の家庭用園芸器具類		◎鳥かご	◎その他のペット用品	
	4-7 その他の生活・文化用品	◎遊具類		◎囲碁用具		◎がん具類
		◎サンシン		◎その他の楽器		
	◎ゲートボール用品		◎グランドゴルフ用品		◎ゴルフ用品	
	◎ダイビング用品		◎その他のスポーツ用具			
	◎文具、紙製品、事務用具及び写真用品			◎テント	◎門柱	
	◎庭石		◎墓石	◎その他の石材製品		

推奨までのフローチャート



申請にあたっての記入要領、注意事項

1. 申請書

申請書及び事業計画書は、審査の対象となるので正確に記入すること。

- (1). 申請する部門
①一般部門 定番商品、②一般部門 高価格帯商品、③工業系部門、④NEXT 部門の中から、申請する部門を選択すること。
- (2). 製品の名称
申請する製品の名称を記入すること。
- (3). 規格（内容量）
ア. 申請製品の内容量等を記入すること。
イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。 ※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品として申請していただく場合があります。
- (4). 営業の種類
当該製品の製造に関する許可を得ている営業の種類を記入すること。
- (5). 営業許可番号
当該製品の製造に関する営業許可証に記載のある番号を記入すること。
- (6). 申請製品の供給能力
申請製品のひと月における供給能力(出荷可能数等)を記入すること。
- (7). 製造所の所在地
当該製品の製造に関する全ての製造所の所在地を記入すること。
- (8). 製造所の名称
当該製品の製造に関する全ての製造所の名称を記入すること。
- (9). 創業開始年月日
創業開始年月日を西暦で記入すること。
- (10). 常用労働者数
令和5年3月末日現在の人数を記入すること。なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
ア. 期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
イ. 日々又は1ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。
ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
オ. 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- (11). 申請区分
「新規」または「更新」を選択すること。
- (12). 連絡担当者
申請を担当する氏名を記入すること。
- (13). メールアドレス
担当者のメールアドレス、または担当者に通じるメーリングリスト等のメールアドレスを記入すること。
- (14). 申請品の製造開始年月日
申請製品の製造開始年月日を西暦で記入すること。
- (15). 標準小売価格
申請製品の標準小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)
- (16). 出荷額・出荷先

全体の出荷額のうち申請製品の出荷額を記入すること。また、県内外への出荷比を記入すること。

- (17). 製品の特徴
申請製品について、特徴や強みなどを具体的に記入すること。
- (18). 今後の展開
申請製品について、県内・県外・観光客へ対する今後の展開を記入すること。
- (19). U-22 枠での申請
申請商品の企画者が 22 歳以下の場合「○」、22 歳以下でない場合「一」を記入すること。
- (20). U-22 企画者名
U-22 枠での申請の場合、企画者の氏名を記入すること。
- (21). 企画者の年齢
企画者の年齢を記入すること。

2. 事業計画書

(1). 事業概要

- ①. 事業概要
どのような事業を行っているかの概要などを記入すること。
- ②. 操業開始年月
操業開始年月日を西暦で記入すること。
- ③. 常用労働者数
令和 5 年 3 月末日現在の人数を記入すること。なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。
ア. 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。
イ. 日々又は 1 ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。
ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。
エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
オ. 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。
- ④. 年間売上高
直近の年間売上高を記入する事
- ⑤. 資本金等
資本金、出資金又は元入金を記入すること。

(2). 申請製品情報

- ①. 製品名
申請する製品名を記入すること。
- ②. 規格（内容量等）
ア. 申請製品の内容量等を記入すること。
イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。 ※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品として申請していただく場合があります。
- ③. 販売年月日
申請製品の販売開始年月日を西暦で記入すること。
- ④. 価格
申請製品の小売販売単位(本、枚、パック等)と小売販売単位毎の製造価格、卸売価格、希望小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)
- ⑤. 利益率

申請製品の利益率を記入すること。

④. 納品単位/回

1 回あたりの納品単位を記入してください。

⑤. 当該製品の特徴等

当該製品の特徴等を具体的に記入してください。

⑥. ターゲット

ア. 申請製品の販売においてターゲットとして設定している性別、年齢層を記入すること。

イ. 申請製品の商標取得または取得予定の有無を記載すること。

ウ. 想定している販売市場を選択すること。

エ. その他の特筆する事項があれば記載すること。

(3) . 販売計画及び事業計画

1. 申請製品について

①. 1 年目の目標値

ア. 申請製品販売数量

申請製品の 1 年目(令和 5 年 11 月から令和 6 年 10 月末日)の目標値(数量、金額)を記入すること。

イ. 申請製品生産可能数量

当該申請製品の 1 年間に於ける生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ. 販売先(想定・希望)

主にどの店舗で扱われているかまたは扱ってほしいか、可能な限り具体的に 記載すること。

エ. 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

※. 同様に 2 年目～5 年目の目標値を記入すること。

2. 申請製品も含めた会社全体の売上高（目標値）を記入

①. 1 年目～5 年目の会社全体の売上高（目標値）を記入すること。

(4) . 優良県産品推奨の活用計画

○優良県産品推奨の活用計画：優良県産品推奨を御社事業にどのように活用されるのかをご記入下さい。

(5) . SDG s への取組について

○SDG s への取組について：申請製品に関する SDG s の取り組みがあればご記入下さい。

3. 製品情報詳細(共通)

食品・工業製品共通

(1). JAN コード

JAN コードを記入すること。

(2). メーカー・ブランド

メーカー名、ブランド名があれば記入すること。

(3). ITF コード

ITF コードを記入すること。

(4). 商品番号

商品番号、または型番を記入すること。

(5). 販売者

販売者の名称および住所を記入すること。

(6). 内容量

数値で記入すること。また単位も記入すること。

(7). 内容量(1個あたり)

1個あたりの内容量を数値で記入すること。また単位も記入すること。

(8). 税率

製品に係る税率を記入すること。

(9). 商品サイズ

各荷姿のサイズ・総重量・入り数を数値で記入すること。

縦(奥行)・横(幅)・高さの単位は mm。総重量の単位は g もしくは ml

(10). 発注単位

発注単位を記入すること。

(11). 納品リードタイム [日]

当該製品の発注から納品までの日数を記入すること。

(12). 生産数(日産)

1日あたりの生産数を記入すること。

(13). 受注可能数量

当該製品の受注可能数量を記入すること。

(14). 注意事項

当該製品の注意事項があれば記入すること。

食品のみ

(15). 賞味期限

製造日を含めた賞味期限の日数を記入すること。

(16). 製造日表示の有無

「有」または「無」を記入すること。

(17). 保存方法

当該製品の保存方法を記入すること。

(18). 流通温度帯

当該製品の流通時の温度帯を記入すること。

(19). コンタミネーション表示の有無

食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合

「有」、混入しない場合「無」を記入すること。

(20). コンタミネーション表示内容

コンタミネーション表示がある場合、内容を記入すること。

(21). 一括表示

当該製品の一括表示の写真を貼り付けること。

表示内容(文字)が確認できないサイズの場合は、別途提出すること。

(22). 一括表示以外の自主表示事項

一括表示以外の自主表示事項があれば記入すること。

(23). 栄養成分規格

一括表示に記載されている栄養成分・成分値・単位を記入すること。

- (24). 表示単位
一括表示に記載されている表示単位を記入すること。
- (25). 栄養成分表示の有無
「有」または「無」を記入すること。
- (26). 栄養成分強調表示の有無
「有」または「無」を記入すること。
- (27). 品質保持剤の有無
「有」または「無」を記入すること。
- (28). 品質保持剤名
品質保持剤の有無で「有」とした場合、品質保持剤名を記入すること。

4. 申請書以外に必要な関係書類等

- (1). 申請製品の空容器 3 点
ア. 関係法令に照らした表示審査の対象となります。店頭での販売形態をほどこしたものを提出すること。
イ. 通常の販売形態と同様に、外箱や内包装、商品説明書等も含め、賞味期限等の表示 までなされたものを提出すること。
ウ. 空容器の提出が困難な場合は、製品現物の提出も可。
- (2). 使用原材料等配合調書
ア. 使用原材料の記入にあたっては、配合率の高いものから順に記入すること。
イ. 各項目は規格書に記載されている内容を正確に記入すること。「そうけんくん」や「e-Base」等の情報があれば左記で代用可能とする。
- (3). 製造工程表
ア. HACCP の取組状況を記入すること。
イ. 衛生管理計画を立てる際に使用した手引きを記入すること。(厚生労働省で公開されている手引き等)
ウ. 基本的な製造過程を詳細に記入すること。特に機械を用いている場合はその機械名を、手作業で行っている場合は手作業と記入すること。
例：ジャムを容器に入れる工程について、充てん(充填機)、充てん(スプーン を用いた手作業)のように記入すること。
エ. 使用原材料等配合調書に記入された使用原材料及び使用添加物が工程のどの段階 で使用あるいは、添加されるのかを明示すること。
オ. 原材料及び添加物については、通常一回の工程で使用される量を記入すること。
カ. 製造所が複数にまたがる場合は、工程表の各段階で製造所名を記入すること。キ製造工程の一部を県外製造所で行っている場合はその理由を記入すること。
ク. 工程表は別に定める様式を使用し、別紙 3 記入例を参考に記入すること。
- (4). 営業許可証又は営業届の写し
ア. 食品衛生法に定める有効期限内の営業許可書又は営業届の写しを提出すること。
イ. 申請者が販売業者である場合は、申請製品の製造業者について提出すること。ウ申請製品の製造所が複数にまたがる場合は、すべての製造所について提出すること。
- (5). 製造又は販売許可等を証明する書類の写し
上記(4)の食品衛生法に定める「営業許可書又は営業届」以外に、申請製品の 製造又は販売について許可等を要する場合は、その許可等を受けていることを証明する書類の写しを提出すること。
- (6). JAN 企業(メーカー)コード登録通知の写し
JAN コード登録申請後に届く JAN 企業(メーカー)コード登録通知の写しを提出すること。
- (7). 成分分析試験等の結果の写し

健康増進法による栄養表示(いわゆる成分表示や強調表示と呼ばれる表示など)を製品に表示している場合は、その表示の根拠資料等が必要です。

※根拠資料は分析試験結果、引用元がわかるデータ、計算資料など内容(試験結果)に合致した表示となっているかについて表示審査の対象となります。

(8). HACCP の管理記録簿(直近 3 ヶ月分)

衛生管理計画にもとづいて実施した記録を提出すること。

※「一般部門」は最終審査(最終審査部会)において、申請者によるプレゼンテーション(製品説明)を行います。